

社会環境の変化に応じた社会教育施設の在り方について

	(頁)
◎ 検討経過-----	1
◎ 横須賀美術館の市長部局への移管について-----	16
◎ 他の社会教育施設の所管について-----	19

令和3年8月 教育委員会事務局

◎ 検討経過

1 令和3年総合教育会議における市長からの投げかけ

令和3年1月21日の総合教育会議において、市長から教育委員会に対し、子育てや学校教育に関する想いが述べられるとともに、社会環境の変化に応じた社会教育施設の在り方について、検討の投げかけがされた。

■ 総合教育会議での市長発言要旨

- ・子育てや教育は親だけでなく、近所の方、学校、商店街など地域の大人がうまく関わり、地域全体で子どもを育て、成長を見守ることによって、関わった人が皆、幸せを感じる。その環境づくりを教育委員会の理解の下、オール市役所で進めている。
- ・社会教育についても全く同じ考え方である。人は、人生をおよそ80年かけてたどるが、学校教育を終えた後も、親、家族、お年寄り、自然、地域、伝統、歴史、文化、商いや企業活動など、あらゆるものから学ぶ。
- ・市民の皆様には、この横須賀市に住み、同じときを過ごし、共有していることに喜びを感じ、人生のどの場面にあっても、健康で知的好奇心にあふれ、己を啓蒙し、心豊かに暮らしていただきたいと願っている。
- ・社会教育の中心的な役割を果たす社会教育施設については、人の一生に関わる全ての場面、すなわち行政においては、市のさまざまな施策と絡めながら、時には官民の垣根を越えて、企業の取り組みと連動させたりしながら、市民の皆様の人生に寄り添い、学習機会を提供していくことが自然ではないかと、強く感じている。
- ・施設に足を運ぶことにワクワクし、そこで学び、そして、それがまた知的好奇心、探求心を育み、心豊かになる。本市の社会教育施設にはそのようにあってほしい。市民がワクワクするような施設でなければ、外から人を惹きつけることもできない。そのためには、発想を転換し、仕掛け作りも積極的に行う必要がある。
- ・世界は猛スピードで変動している。今までの価値観が覆され、新たな常識が生まれる。固定観念を捨て、発想の転換を図る時代とも言われている。我々行政は、市民の幸せに思いをはせ、常に新たな時代の変化を感じ取り、適切に対応していかなければならない。
- ・令和元年6月には社会教育関係法の改正が行われ、一定の条件の下で社会教育施設を地方公共団体の長が管理することも可能となっている。本市の社会教育施設も、時代の変化に合わせ、新たな価値を付加し、創造し、進化させる時期に来ているのではないかと強く感じている。
- ・これは私の一方的な想いであり、現行システムでは、社会教育施設はあくまで教育委員会の所管事項である。社会教育施設は今後どうあるべきかということについて、教育委員会でぜひ検討いただきたい。

2 教育委員会における検討経過

総合教育会議での市長から投げかけを受け、令和3年教育委員会2月定例会において、社会環境の変化に応じた社会教育施設の在り方について教育委員会で検討することを確認し、以下の点に留意の上、検討を重ねた。

- (1) 令和元年6月に社会教育関係法が改正された背景、趣旨、内容を踏まえる。
- (2) 各社会教育施設の機能及び現状と課題についてあらためて整理する。
- (3) 社会教育委員の幅広い意見を参考にする。
- (4) 美術館については、平成26年度に市長部局への移管を検討した経緯を踏まえる。

令和3年1月21日	総合教育会議	・市長から社会教育施設の在り方について検討投げかけ
2月6日	教育委員会定例会	・総合教育会議の振り返り ・令和元年6月の社会教育関係法改正の概要について説明
3月6日	教育委員会定例会	・各施設の課題 ・市長部局に移管した場合に期待できること及び懸念されること ・市長部局との関連 について説明
4・5月	社会教育委員ヒアリング（4月15日～5月14日）	
6月24日	教育委員に社会教育委員ヒアリング結果を報告	
7月	検討経過を踏まえ、教育委員会事務局と市長部局とで協議	

3 検討内容

(1) 令和元年6月の社会教育関係法の改正（職務権限の特例）

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第9次地方分権一括法）」が、令和元年6月に公布・施行された。

第9次地方分権一括法は、提案募集方式（地方の発意に根差した取り組みを推進するため、平成26年から導入）に基づく地方からの提案を踏まえ、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等の関係法律の整備を行ったものである。

社会教育関係法では、社会教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教育法）、博物館法等の一部が改正され、教育委員会が所管することとなっている博物館、図書館、公民館などの社会教育施設について、まちづくり、観光など他の行政分野との一体的な取り組みの推進等のために地方公共団体がより効果的と判断する場合には、社会教育の適切な実施の確保に関する一定の担保措置を講じた上で、条例により、地方公共団体の長が所管することが可能となった。

第9次地方分権一括法（社会教育関係）

1 概要

社会教育施設の設置、管理及び廃止に関する事務について、地方公共団体の判断で条例により、教育委員会から地方公共団体の長へ移管することを可能とする。（地教行法第23条第1項第1号、第32条）

事務の移管に係る条例を制定又は改廃する前に、地方公共団体の議会は教育委員会に意見を聴かなければならない。

2 教育委員会の関与

社会教育施設を移管する場合には、学校教育との連携や教育の中立性等の確保の観点から、社会教育の適切な実施を確保するため、教育委員会の関与に関して一定の規定を設ける。具体的な規定は以下のとおりである。

- 地方公共団体の長がその所管する社会教育施設の管理運営に関する規則の制定を行う際には、教育委員会に協議するものとする。（地教行法第33条第3項）
- 移管される社会教育施設に関する事務のうち、教育委員会が所管する学校、社会教育施設等における教育活動と密接な関連を有するものとして、規則で定めるものの実施に当たっては、あらかじめ地方公共団体の長が教育委員会の意見を聴く。（社会教育法第8条の2）
- 教育委員会は、必要と認めるときは、社会教育施設に関する事務について地方公共団体の長に対して意見を述べられることとする。（社会教育法第8条の3）

3 地方公共団体の長が社会教育施設を所管することとなった場合の留意事項（文科省通知）

- ・当該施設が社会教育法、図書館法、博物館法等に基づく社会教育機関であることに変わりはなく、社会教育の政治的中立性、継続性・安定性の確保、地域住民の意向の反映、学校教育との連携等に留意するとともに、多様性にも配慮した社会教育が適切に実施されることが重要である。また、法律及び法律に基づく基準等を踏まえた専門的職員の配置・研修、運営状況の評価・情報発信、審議会や協議会等の積極的な活用等が重要である。
- ・教育委員会には、総合教育会議等を積極的に活用しながら、首長部局やNPO等の多様な主体との連携・調整等を行い、社会教育の振興のけん引役としての積極的な役割を果たしていくことが求められる。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

旧	新
<p>(職務権限の特例)</p> <p>第二十三条 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(職務権限の特例)</p> <p>第二十三条 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。</p> <p><u>一 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（第二十一条第七号から第九号まで及び第十二号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。</u></p>
<p>(教育機関の所管)</p> <p>第三十二条 学校その他の教育機関のうち、大学及び幼保連携型認定こども園は地方公共団体の長が、その他のものは教育委員会が所管する。ただし、<u>第二十三条第一項の条例の定めるところにより地方公共団体の長が管理し、及び執行することとされた事務のみに係る教育機関は、地方公共団体の長が所管する。</u></p>	<p>(教育機関の所管)</p> <p>第三十二条 学校その他の教育機関のうち、大学及び幼保連携型認定こども園は地方公共団体の長が、その他のものは教育委員会が所管する。ただし、<u>特定社会教育機関並びに第二十三条第一項第二号から第四号までに掲げる事務のうち同項の条例の定めるところにより地方公共団体の長が管理し、及び執行することとされたものみに係る教育機関は、地方公共団体の長が所管する。</u></p>
<p>(学校等の管理)</p> <p>第三十三条</p> <p>(新設)</p>	<p>(学校等の管理)</p> <p>第三十三条</p> <p><u>3 第二十三条第一項の条例の定めるところにより同項第一号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体の長は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、特定社会教育機関の施設、設備、組織編制その他の管理運営の基本的事項について、必要な地方公共団体の規則を定めるものとする。この場合において、当該規則で定めようとする事項については、当該地方公共団体の長は、あらかじめ当該地方公共団体の教育委員会に協議しなければならない。</u></p>

○社会教育法

旧	新
(新設)	<p><u>第八条の二 特定地方公共団体の長は、特定事務のうち当該特定地方公共団体の教育委員会の所管に属する学校、社会教育施設その他の施設における教育活動と密接な関連を有するものとして当該特定地方公共団体の規則で定めるものを管理し、及び執行するに当たっては、当該教育委員会の意見を聴かなければならない。</u></p> <p>2 特定地方公共団体の長は、前項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。</p>
(新設)	<p><u>第八条の三 特定地方公共団体の教育委員会は、特定事務の管理及び執行について、その職務に関して必要と認めるときは、当該特定地方公共団体の長に対し、意見を述べることができる。</u></p>

○博物館法

<p>(所管)</p> <p>第十九条 公立博物館は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会の所管に属する。</p>	<p>(所管)</p> <p>第十九条 公立博物館は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところにより地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた博物館にあつては、当該地方公共団体の長。第二十一条において同じ。)の所管に属する。</p>
---	--

○図書館法

<p>(職員)</p> <p>第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。</p>	<p>(職員)</p> <p>第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会(特定地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた図書館(第十五条において「特定図書館」という。)にあつては、当該特定地方公共団体の長)が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。</p>
--	---

(2) 各施設の課題及び市長部局へ移管した場合に期待できること・懸念されること

【横須賀美術館】

機 能	課題と捉えていること 市長部局へ移管した場合に期待できること・懸念されること
資料の収集・保存	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 寄贈や寄託に依存した作品収集による収蔵作品の偏り ・ 安定的な作品購入策を確保した上での体系的な資料収集 ・ 美術品等取得基金への寄付の増加 <p>○市長部局へ移管した場合に期待できること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 美術品等取得基金PRの強化が期待できる。 <p>●市長部局へ移管した場合に懸念されること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 観光や集客以外の資料の保存が疎かにならないよう注意が必要
調査・研究	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査・研究成果の市民への還元 ・ 調査・研究活動に対して理解を得るための取り組み <p>○市長部局へ移管した場合に期待できること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な分野への調査・研究機会の増加が期待できる。 <p>●市長部局へ移管した場合に懸念されること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な領域を扱う反面、長期的・継続的な調査・研究活動及び知識の蓄積が必要な専門性の高い学芸員育成の困難化に注意が必要
展示・公開	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Wi-Fi 環境や音声ガイド、多言語化などアクセシビリティの強化（鑑賞の質の向上） <p>○市長部局へ移管した場合に期待できること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他の施設等との一体的な施策により、新たな利用者の獲得が期待できる。 ・ 文化会館等、他の展示スペースとの連携が期待できる。 <p>●市長部局へ移管した場合に懸念されること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域と結び付いた展示や専門性を生かした展示の減少に注意が必要 ・ 公開機会の増加に伴う作品保全の困難化に注意が必要

学習機会の提供	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校連携の強化 ・様々な対象を想定した多様なプログラムの実施
	<p>○市長部局へ移管した場合に期待できること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集客イベントとの連携、新たな利用者層など学習機会の増加が期待できる。
	<p>●市長部局へ移管した場合に懸念されること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育等と関係が薄れ、社会教育施設としての機能が低下しないよう注意が必要
まちづくり・ 観光	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体集客の強化 ・市の観光イベント等との連携強化
	<p>○市長部局へ移管した場合に期待できること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ルートミュージアム等、市の様々な施策との連携強化が期待できる。 ・ボランティア活動の活性化が期待できる。 ・ロケ誘致などによる歳入増が期待できる。
	<p>●市長部局へ移管した場合に懸念されること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集客増に対応できる施設、環境整備等が必要である。

【自然・人文博物館】

機能	課題と捉えていること 市長部局へ移管した場合に期待できること・懸念されること
資料の収集・保存	<p>＜課題＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料管理方法の見直しと収蔵機能の強化 <p>○市長部局へ移管した場合に期待できること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ルートミュージアムに関する近現代史の資料の充実が期待できる。 <p>●市長部局へ移管した場合に懸念されること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光面に偏った資料の収集、保存にならないよう留意が必要
調査・研究	<p>＜課題＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査、研究や成果を展示や報告書で還元できていない。 ・調査研究時間の確保 <p>○市長部局へ移管した場合に期待できること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ルートミュージアムなどによる集客増により、研究成果を周知できる。 <p>●市長部局へ移管した場合に懸念されること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会教育施設の総合博物館として、調査や研究を行い、市民に成果を還元できる学芸員を今後も配置し続けることが必要
展示・公開	<p>＜課題＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常設展示は部分的に入れ替えているが、施設設備の老朽化もあり、60年にわたり大規模な更新を行っていない。 ・親子や、子どもだけでも楽しめるような工夫が不十分 <p>○市長部局へ移管した場合に期待できること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光等でのノウハウを活用した広報、発信力の強化が期待できる。 <p>●市長部局へ移管した場合に懸念されること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育機関として、市民との博物館活動による資料整理等の継続が必要

学習機会の提供	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民と双方向で行う博物館活動や日常的な子どもとの関わりの充実
	<p>○市長部局へ移管した場合に期待できること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光面でのノウハウ等を活用した事業周知の広報強化が期待できる。
	<p>●市長部局へ移管した場合に懸念されること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育機関として体験学習等の継続は必要 ・総合学習、理科、社会、生活などの授業や課外活動支援において、学芸員が学校教育を日常的に支援する体制を低下させない必要がある。
まちづくり・ 観光	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・博物館資料を未来の市民に引き継ぐための保存と活用はバランスが必要 ・中央公園の中にあるというロケーションを生かし切れていない。
	<p>○市長部局へ移管した場合に期待できること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ルートミュージアムや中央公園のリニューアルと併せて集客につながる事が期待できる。 ・学芸員は、研究者としてルートミュージアムや自然環境、公園緑化など、多分野にわたり研究成果を生かすことができるようになる。
	<p>●市長部局へ移管した場合に懸念されること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集客増に対応するため、施設の老朽化、バリアフリー化に対する環境整備が必要である。

【図書館】

機 能	課題と捉えていること 市長部局へ移管した場合に期待できること・懸念されること
資料の収集・ 提供	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子書籍や国会図書館電子資料等、多様な資料の提供 ・図書の保管場所の確保
	<p>○市長部局へ移管した場合に期待できること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の機関からの収集や寄贈など幅広い資料の確保が期待できる。
	<p>●市長部局へ移管した場合に懸念されること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育機関として、図書館法に基づく資料の収集・提供の確実な実施が必要
レファレンス・ サービス等	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門的知識を有する職員（司書）の確保・育成と能力向上 ・「役に立つ図書館」としてレファレンスに関する周知の強化
	<p>○市長部局へ移管した場合に期待できること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提供できる情報が多様化され、サービスの質の向上が期待できる。
	<p>●市長部局へ移管した場合に懸念されること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多くのノウハウを持つ職員からの技能伝承や専門職員の育成に留意が必要
学習機会の提供	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者が、自らの知的好奇心を探求できる機能の充実 ・場所の提供だけでなく、読書室、閲覧室、視聴覚室等を活用したサービスの必要性
	<p>○市長部局へ移管した場合に期待できること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画や展示など、連携事業拡大と広報部門の強化が期待できる。
	<p>●市長部局へ移管した場合に懸念されること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な分野で公平な学習機会の提供に留意が必要

学校図書館等 との連携	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校司書を含めた連携強化とさらなる協力体制の構築
	<p>○市長部局へ移管した場合に期待できること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広範囲への広報や情報発信が期待できる。
	<p>●市長部局へ移管した場合に懸念されること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校との関係が希薄になり、協力体制が弱くならないよう注意が必要
まちづくり・ 観光	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・余暇に過ごしやすい居場所としての機能
	<p>○市長部局へ移管した場合に期待できること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サテライト館を含めた施設の広域連携の強化によるサービス向上が期待できる。
	<p>●市長部局へ移管した場合に懸念されること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な利用者に配慮した環境整備が必要

【生涯学習センター】

機 能	課題と捉えていること 市長部局へ移管した場合に期待できること・懸念されること
生涯学習の場の提供	<課題> ・施設の機能や活用方法の周知
	○市長部局へ移管した場合に期待できること ・文化振興、観光面等でのノウハウを活用した広報の強化が期待できる。
	●市長部局へ移管した場合に懸念されること ・生涯学習の場という施設の基本的性格を損なわないよう留意が必要
生涯学習の機会の提供	<課題> ・市民大学事業についての、幅広い世代への周知 ・生涯を通じての学ぶ権利、学びの楽しさの発信及び機会・内容の充実
	○市長部局へ移管した場合に期待できること ・様々な施策との連携が強化され、講座内容の充実による新たな受講者の獲得が期待できる。
	●市長部局へ移管した場合に懸念されること ・個人の学ぶ権利を保障するための多様な学習機会の提供に留意が必要
まちづくり・観光	<課題> ・横須賀のことを学べる学習機会の充実 ・市民が学んだことを地域で生かす仕組みづくりの強化
	○市長部局へ移管した場合に期待できること ・文化活動団体や観光に関連する団体等との連携による、学びを地域で生かす場の提供及び仕組みづくりが期待できる。
	●市長部局へ移管した場合に懸念されること ・幅広い学習機会の提供に留意が必要

(3) 社会教育委員の意見

社会教育施設の在り方に関する社会教育委員の意見については、平成30年3月の横須賀市社会教育委員会議提言「横須賀の社会教育・社会教育施設のあり方について」の中で示されている。

しかし、提言の後となる令和元年6月に上記(1)のとおり社会教育施設に関する法改正が行われ、あらためて意見聴取する必要性を感じたことと、教育委員会会議においても、社会教育委員の意見を踏まえた検討が必要との意見があったため、以下のとおり、社会教育委員に対するヒアリングを実施した。

■ ヒアリング時期

令和3年4月15日(木)～5月14日(金) ※ 委員15人と個別にヒアリング

■ ヒアリング内容

総合教育会議での協議内容、令和元年6月の社会教育関係法の改正の概要、各社会教育施設の課題、市長部局に移管した場合に期待されること及び懸念されること等について説明し、意見を聴取した。

■ 社会教育委員の意見の概要

① 市長部局への移管について懸念すること

- ・移管した場合も、社会教育施設で教育を受ける権利は保障しなければならない。
- ・学芸員の研究が保障され、教育普及活動が発展しなければならない。
- ・教育機関として、政治的、宗教的な中立を担保しなければならない。
- ・移管により資料の収集、研究が疎かになることが危惧される。これまで機能として弱かったところがますます弱くなってしまわないか。
- ・市民が「横須賀の教育委員会は学校教育しか行わない」「社会教育の機能を放棄した」というイメージを持つのではないか。
- ・美術館については、市長部局が所管する美術館はまだ少ない中、横須賀美術館のイメージがダウンし、企画展における作品の借用に影響が出るのではないか。
- ・社会教育委員が意見する場がなくなってしまうのではないか。
- ・実際に企画を立てる学芸員のモチベーションが下がらないか。
- ・子どもへの取り組みが疎かにならないか。
- ・学校が利用しにくくならないか。
- ・今までの取り組みが継続されるか、学芸員が育成されるかが心配である。

② 移管に関する助言

- ・多様な今の時代、教育委員会だけでは対応できない。大きな政策決定によって効果を出す、ということが移管のメリットではないか。
- ・市長部局単独で進めるのではなく、教育機関としての担保が大事。イベントは市長部局、教育的取り組みは教育委員会など、中立性を生かす仕組みづくりが必要
- ・学問的エビデンスがあるものは、観光資源としても活用できる。市民に広く還元できれば、学芸員がやりがいを感じ、集まる。教育を生かしながら、より効果性のある政策を打つということ。両方生かすことが大事である。
- ・教育委員会単独ではできなかったイベントをやれば良い。教育も、学校教育だけでは対応できなくなっているという点では、良い機会かもしれない。「学校教育委員会」では、難しい時代である。
- ・社会全体で社会教育を進めていくことで日本の再生ができる。オール横須賀で人間教育を行ってほしい。
- ・博物館、美術館については「博物館の原則・博物館関係者の行動規範」（日本博物館協会）の規定を守ってほしい。また、登録博物館の在り方は国も検討しており、注視が必要である。
- ・美術館の活動における障害児者向けの取り組みは特徴的なものなので残してほしい。美術館運営評価委員会のような透明性を担保する組織も残すべきである。
- ・まずビジョン、プランを現場に示し、学芸員のモチベーションを下げないためのコミュニケーションを取るべき。
- ・社会教育委員と各社会教育施設との協議の場は継続すべき。市長が変わっても左右されない仕組みづくりが必要である。
- ・短期的な施策と、教育による長期的な人づくりの両面が必要である。
- ・学校との窓口がはっきりしていると良い。

4 検討結果（方向性）（案）

以上の検討を踏まえ、社会環境の変化に応じた社会教育施設の在り方について、教育委員会として以下のとおり市長に回答する。

変化が激しく、多様化する現代社会の中において、市民に学習機会を提供し、社会の様々な課題についての学びや社会的な意識、価値観の醸成につなげていくことは、社会教育の役割として重要であり、それこそが社会教育のアイデンティティ（社会教育とは何であるかということ）であると考えている。

学校教育の中だけで社会的な意識や価値観をすべて学ぶことには限界があり、様々な世代を超えた交流機会、帰属意識の異なる他者同士が学び合う機会を柔軟かつ様々な形態で意識的に設けていくためには、社会教育が有効である。

しかし一方で、社会教育の範疇だけでは、現代的課題や地域的課題の解決につなげることが難しい時代になっている。教育委員会以外の様々な部局、機関、団体、市民との連携なしには解決できない。市民の社会参加への意識や社会的な問題への関心を高めるという点にまず力点をおくべきであるが、それをより発展させ、社会教育以外の領域との連携により、様々な課題解決や学習成果の活用に展開させていくことが不可欠である。

また、社会教育施設には、教育を目的とする役割だけでなく、県外や市外に向けての観光面での役割や地域コミュニティの役割など、様々な市民ニーズの中でより一層大きな役割を期待されている。特に、観光面での新たな期待に対しては、様々な関係機関と連携を図り、その振興を図っていくことが必要である。

このような社会教育に関する現状認識、課題認識は教育委員会、社会教育委員が共有しているものだが、これは、社会環境の変化にいかに対応していくかという点において、総合教育会議で述べられた市長の考えとも一致していると考えられる。

以上の基本的認識に立った上で、今後の社会教育施設の在り方については、以下の方向性で検討を進めることとしたい。

（1）横須賀美術館

横須賀美術館の価値を高め、市民の愛着や誇りを向上させるとともに、新たな利用者を開拓していくことが、本市のまちづくり・観光に寄与し、また、教育機関としての機能の充実につながると考えられる。

そのためには、市の様々な施策と連動させた事業展開を得意とする市長部局による運営が望ましいため、美術館を市長部局に移管する。

（2）他の社会教育施設（博物館、図書館、生涯学習センター）

他の社会教育施設については、現在抱える課題解決を図った上で、今後、まちづくりや観光など他の行政分野と一体的に取り組みを推進することが効果的だと判断される場合には、移管を検討することとする。

◎ 横須賀美術館の市長部局への移管について

1 市長部局へ移管することで期待できる具体的な内容

(1) 他部課や民間企業との、よりスムーズな事業連携

文化・スポーツ・観光に関する行政施策の企画及び推進に関することを所掌事務とする市長部局（文化スポーツ観光部）へ移管すれば、他部課や民間企業とのよりスムーズな事業連携、新たな事業展開の広がりが期待できる。

例えば、プロ野球・DeNA ベイスターズの事例を挙げると、市長部局に社会体育を移管したことにより、実効性の高い集客促進策や民間企業と連携した幅広い事業展開が可能となった。

また、そのほかにも、横浜F・マリノス練習拠点の整備やBMXフリースタイルジャパンカップの開催など、民間企業や団体とのコラボレーションにより、民間の持つノウハウ、人材、資金を活用しながら、スポーツの力を、集客をはじめとした地域経済の活性化につなげる多くの取り組みが進み始めている。

(2) 美術館の価値や市民の愛着・誇りの向上

横須賀美術館が立地する観音崎は、アートを活用したまちづくりの中で大変重要なポテンシャルを持っている。

風光明媚な環境に立地する美術館は風景と一体化したアートそのものであり、美術館で展示する作品と結びついた音楽、舞台芸術をこの場所でコラボレーションさせることで、その価値を高めていくことが期待できる。

そのためには、美術館の機能「資料の収集・保存」「調査・研究」「展示・公開」「学習機会の提供」のうち、特に集客の重要な一面を担う「展示・公開」の機能について、より強化する視点で取り組んでいく必要があるが、その結果として、市民の美術館や都市への愛着や誇りが高まることが考えられる。

(3) 交流人口の増加・促進

移管による様々な施策との連携や新たな事業展開を通じ、これまで支持を得てきた子育て層に加え、より幅広い年齢層・関心層に向けて美術に対する親しみや地域に対する関心を喚起することで、横須賀美術館の新たな観覧者・ファンの開拓が期待できる。

そして、そのことが市全体のにぎわいづくりの刺激となり、交流人口の増加・促進につながると考えられる。

2 懸念事項と対応策

市長部局へ移管した場合に懸念されることとして、これまで取り組んできた専門的研究や教育普及事業の実施など、美術館の教育的な機能が教育委員会の所管から外れることで低下するのではないかという指摘があるが、以下の点から、この懸念については制度面において払しょくできると考えている。

横須賀美術館は、博物館法に基づく厳しい基準をクリアした「登録博物館」である。以前は、法律上教育委員会の所管でなければ登録博物館として認められなかったため、市長部局への移管は登録博物館ではなくなる（学芸員の必置義務等の基準がなくなる、又は緩くなる）ことを意味していたが、令和元年6月、前述の社会教育関係法の改正が行われ、社会教育施設の所管に関する前提が変化した。これにより、横須賀美術館は、

- 登録博物館のまま、市長部局への移管が可能となった。（学芸員の設置も必須）
- また、移管した場合も、学校教育との連携や教育の中立性等の確保の観点から、社会教育の適切な実施を確保するため、教育委員会の関与に関して一定の規定を設けることとされた。

【関与に関する規定】

- ① 美術館の管理運営に関する規則を制定する際は、教育委員会への協議が必要（地教行法第33条第3項）
- ② 美術館での教育活動と密接な関連を有する、規則で定めるものの実施に当たっては、あらかじめ教育委員会の意見を聴くことが必要（社会教育法第8条の2）
- ③ 教育委員会は、必要と認めるときは、移管した美術館に関する事務について市長に対して意見を述べることができる。（社会教育法第8条の3）

上記のとおり、法律により教育委員会の関与が規定されているが、社会教育の適切な実施をより実効性のあるものにするためには、このほか、以下の措置を引き続き担保する必要がある。

- ④ 社会教育委員会議における事業報告の継続
- ⑤ 美術館運営評価委員会での事業計画の報告及び評価の継続
- ⑥ 総合教育会議（市長と教育委員会による協議の場）の活用
- ⑦ 教育振興基本計画への美術館に関する施策の位置付け

3 スケジュール（想定）

令和3年

8月 教育委員会定例会
・ 検討結果及び市長への回答事務局案を報告し、教育委員が議論

9月 市議会定例議会
・ 教育福祉常任委員会で検討経過を報告
教育委員会定例会
・ 8月定例会での議論を踏まえ、市長への回答内容を決定

10月 総合教育会議
・ 市長に対し、教育委員会の考え方を回答
社会教育委員会議
・ 検討結果（市長に対する回答内容）を報告

11月 教育委員会定例会
・ 横須賀市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の改正に係る地教行法第29条に基づく市長からの意見聴取について審議
・ 条例改正に同意する場合、地教行法第23条に基づき議会から行われる意見聴取についてあらかじめ審議
・ 移管に伴い改正する美術館条例、横須賀美術館運営評価委員会条例及び横須賀美術館美術品評価委員会条例の議案提出について議決

12月 市議会定例議会
・ 市長が市議会に対して条例議案を提出（横須賀市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例、美術館条例、横須賀美術館運営評価委員会条例及び横須賀美術館美術品評価委員会条例）

令和4年

3月 教育委員会規則の廃止、改正、教育財産の用途廃止（市長部局移管手続き）
・ 美術館条例施行規則の廃止
・ 教育委員会事務局等事務分掌規則等の改正

市長部局の規則制定、改正

- ・ 美術館条例施行規則の制定（地教行法第33条第3項に基づく管理運営の基本的事項に関する規則。教育委員会と協議した上で制定）
- ・ その他事務分掌規則等、移管に伴い必要となる市長規則等の改正

4月 美術館を市長部局へ移管

◎ 他の社会教育施設の所管について

1 自然・人文博物館

博物館には、文化遺産・歴史遺産を活用したまちづくりにおける集客施設としての役割も期待されているが、博物館の研究分野は多岐にわたる。本市が進めているルートミュージアム構想において博物館は重要な役割を果たしているが、それはあくまで幅広い教育普及活動の一手法にすぎない。

博物館が、今後も三浦半島のシンクタンクとして、また、より幅広い分野の研究機関としての役割を充実させ、市民に開かれた施設であり続けるために、所管の在り方については、引き続き検討を行う必要がある。

※ 文化財の保護・活用に関する事務

社会教育施設に関連する事項として、文化財の保護・活用については生涯学習課、博物館、文化振興課で行っているが、これを複数の組織で連携しながら取り組むことが効果的なのか、それとも分散させず、単独の組織に統合して取り組むことが効果的なのか、検討が必要である。

2 図書館

小中学生の読書活動推進が大きな課題となっている中、引き続き教育委員会において、学校教育との連携を深めながら取り組みを進める必要がある。

また、社会のデジタル化が進み、紙としての書物と電子書籍についてどう整理するか、図書館の在り方をどう捉えるか、時代の趨勢を見ながらの議論が必要である。

3 生涯学習センター

平成19年度限りで公民館を廃止して以来、それまで教育委員会が担っていた公民館機能はコミュニティセンター（市民部所管）が担っているが、生涯学習センターと分離して取り組むこと等による教育機能の低下が課題となっている。

そのため、社会教育機能の強化に向けて、生涯学習センターとコミセンの公民館機能についてあらためて整理・検討を行う必要がある。